

原料費調整制度の一部変更のお知らせ

旭川ガス株式会社
(小売登録番号：B0003)

日頃より、旭川ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。
当社では、2022年5月検針分より、「簡易ガス供給約款（小売約款）」および「省エネ型ガス機器契約（選択約款）」を変更させていただきますので、お知らせいたします。なお、今回の変更において、基本料金および基準単位料金の変更はございません。

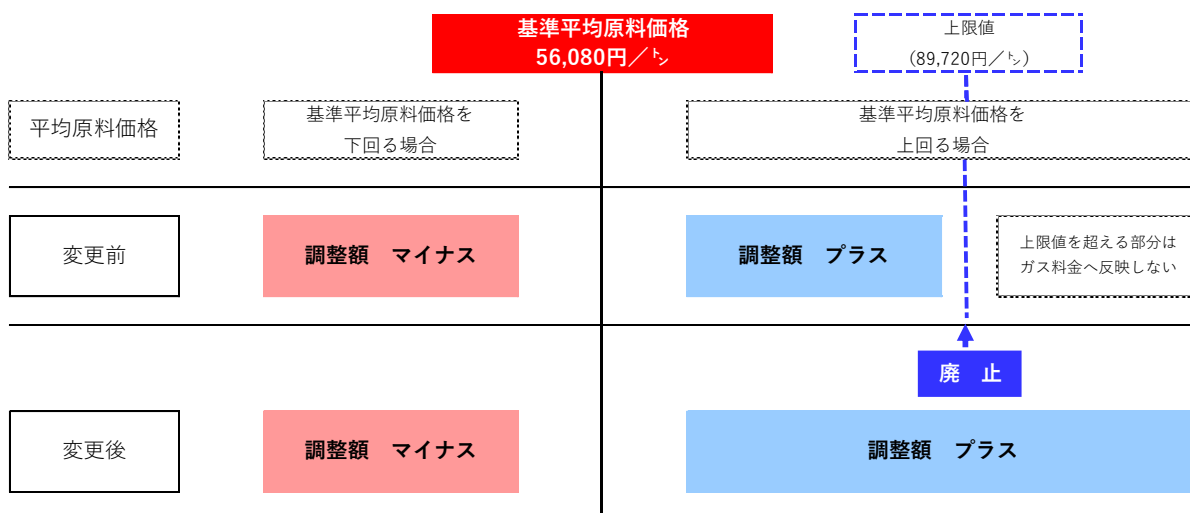
< 変更内容 >

●原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。

簡易ガス供給約款（小売約款）	：	23. (2) ②のただし書き	→	削除
省エネ型ガス機器契約（選択約款）	：	7. (2) ②のただし書き	→	削除

< 対象となる契約種別 >

簡易ガス供給約款（小売約款） 、 省エネ型ガス機器契約（選択約款）



(参考)

■ 原料費調整制度とは

当社は簡易ガスの原料としてプロパンガスを使用しており、原料費は為替レートや原油価格の動きによって変動します。原料費調整制度はこうした原料費の変動に応じてガス料金を調整する制度です。

■ 制度のしくみ

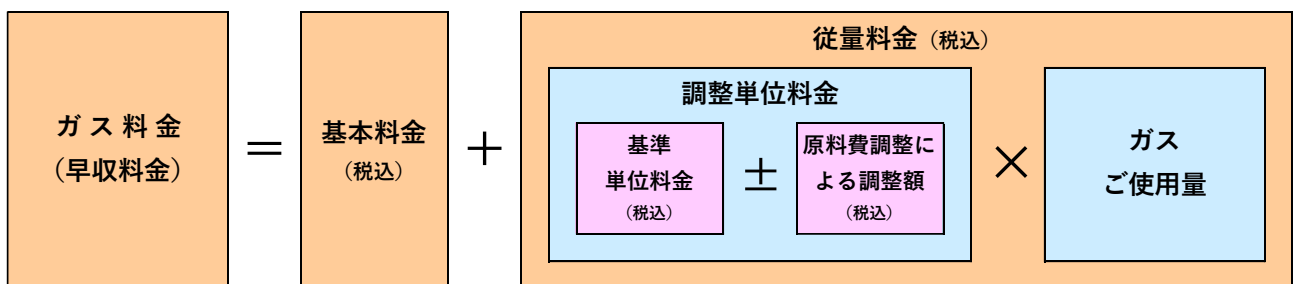
貿易統計にもとづく3カ月の平均原料価格と、基準となる原料価格（基準平均原料価格）を比較し、その変動分についてあらかじめ定められた算定方法によりガス料金を調整します。

原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

原料価格の算定期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ガス料金への適用	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分

※ 原料価格の3カ月平均値を、中2カ月の間隔において、次の1カ月分のガス料金に反映します。

ガス料金への反映



※ 毎月の単位料金は、あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。

その他、ご不明な点がある場合は、下記窓口までご連絡ください。

< お問い合わせ先 >

旭川ガス株式会社 江別支社本部 総務事務グループ 江別市野幌末広町38番地2 TEL. 011-382-4211
(8:45~17:30 (土・日・祝を除く))